



廣崎 誠治 議員

# 今後の町財政の予測は

## 川口総務課長 5年後、交付税は約4億円減収

**問** 上毛町が誕生し10年が経過した。合併後10年に限り交付税を減額しない特例が終わる。交付税は段階的に減額されると思うが、今後、町財政はどうなっていくのか。  
**川口総務課長** 普通交付税は平成28年度21億5千万円。順次減額され、平成32年度には17億7500万円に減額されると予測される。平成27年度対比で3億9300万円の減収となる。

**問** 今後必要な町有施設の維持管理費は。  
**川口課長** 町有施設は平成27年度当初予算で1億7200万円。道路維持費・指定管理・公園などを含むと約2億4100万円になる。今後必要な維持管理費の積算は行っていないが、老朽化に伴い修繕費の増加が見込まれる。平成28年度に、施設の長寿命化など適切な維持管理を含む公共施設等総合管理計画を策定し検討していく。

# 大池公園開発基本計画策定は

**問** 事業を行うためには基本構想から基本計画へと移行すると思うが、計画・維持管理費用などは、いつ示すのか。  
**岡崎開発交流推進課長** 概略の維持管理費用などを含め、高速道路連結部を中心とした基本計画を策

**問** 臨時福祉給付金制度とは。  
**末松長寿福祉課長** 平成26年4月の消費税引き上げに配慮する臨時的な措置として、低所得者に支給される給付金である。  
**問** 事前の広報は。  
**末松課長** 平成26、27年度とも事前に町の広報で「いつから申請の受付をします」とお知らせしている。  
**問** 個別の周知は。  
**末松課長** 対象者ではなく対象と思われる人に、臨時福祉給付金の申請案内を一人ひとり郵送している。その後、町の広報で2度「もう申請はお済みでしょうか。期限はいついつまでですよ」とお知らせしている。  
**問** 「対象と思われる人」とは。  
**末松課長** 確定申告が未申告の人、町外で課税されている人、町外の人から扶養されている人など、そういう方は対象にならず、本町ではわからないので、そういう方にも郵送している。  
**問** 給付対象者の人数は。  
**末松課長** 給付対象者ではなく対象と思われる人は、平成26年度が1861人、平成27年度が1910人である。  
**問** 期限内に申請しなかった人は。  
**末松課長** 確定申告が未申告の人、町外で課税されている人、町外の人から扶養されている人など、そういう方は対象にならず、本町ではわからないので、そういう方にも郵送している。

**問** 議員研修で愛知県の刈谷ハイウェイオアシスを視察した。民営方式を取り入れて成功している。商工会などと意見交換を予定しているか。  
**坪根町長** 今までのような民間に丸投げをするような事業をするつもりはない。商工会とも十分協議

**問** 住民周知のためタウンミーティング、説明会を開く予定は。  
**岡崎課長** 必要があれば適宜行っていきたい。規模・内容などについては今後になると思っている。  
**問** 民主主義の主役は住民だと思う。町民から住民投票の要望、署名などがあつた場合、町長はそれを尊重するか。  
**坪根町長** この開発は議会の承認をいただいていると思っている。すべての町民が賛成ではないかもしれないが、成功・理解を得られるために、これからも説明していきたい。  
**問** 具体的なことは何も示されていない状況で、議会が承認しているとおかしいと思うが。  
**坪根町長** 内容について精査していると思う。それを示さないといけないというもおかしいのではないかとと思う。

# 平成28年度予算編成は

**問** 町長の公約の中に「介護予防を推進し、高齢者の在宅生活を支援します」とある。要支援者への一部予防サービス「訪問介護」「通所介護」が介護保険対象外となった。現在は経過措置で従前のまま運営されているが、市町村の総合支援事業となるため、平成28年以降もサービスが低下しないよう予算措置を考えているか。  
**末松長寿福祉課長** 介護予防に

**問** 今後益々財政状況が悪化し、公共施設の管理費用はかさみ、義務的経費は増えると思われたい。32億円より事業費を増額しようと考えていないか。  
**坪根町長** 失敗をすると思えばやらないし、成功すると信じているからこそ情熱を注いでいきたい。  
**岡崎課長** 公共部分で26億円、現在、大幅な費用削減を検討している。  
**問** 学童保育の対象者を6年生まで受け入れられる施設拡充の予定は。  
**坪根町長** その方針で検討している。  
**問** 3月議会での提案、その後は。  
**坪根町長** その方針で検討している。  
**問** 独居老人のごみ戸別収集・安否確認は。  
**佐矢野住民課長** 高齢者ごみ出し支援として、小型のごみかごを2力所設置。戸別収集については実施の有無・必要性を含めて検討中である。  
**末松課長** 安否確認は見守り事業と配食サービス時に行っている。  
**問** 保育料の軽減対策は。  
**垂水子ども未来課長** 第2子以降の保育料無料化を含めて軽減策を引き続き検討したい。



# ここが聞きたい！ 一般質問

「一般質問」とは

町の行財政全般にわたって、執行機関(町政)に対し、疑問点をだし、所信を求めることです。町民の生活に関わるとも身近なことが、議員が一般質問をしたことにより、改善されたり始められたこともあります。

議員は年4回の定例会で一般質問をすることができ、定例会開会前にあらかじめ質問内容を提出し、執行機関が答弁を考えます。質問する議員一人につき60分の持ち時間があり、その時間内であれば何回でも質問を繰り返すことができます。

今回の一般質問は12月11日に行われた内容です。8人の議員が約5時間にわたり質問しました。本文は、質問答弁の内容を質問者により紙面の範囲内でまとめて掲載しており、全文詳細はHPにて会議録として掲載されておりますので参照ください。また、一般質問の様子を傍聴することもできますので、ぜひ議場へお越しください。

第4回定例会一般質問



高畑 廣視 議員

# 臨時福祉給付金の周知は

## 末松長寿福祉課長 広報に掲載し個別に案内を郵送

**問** 臨時福祉給付金制度とは。  
**末松長寿福祉課長** 平成26年4月の消費税引き上げに配慮する臨時的な措置として、低所得者に支給される給付金である。  
**問** 事前の広報は。  
**末松課長** 平成26、27年度とも事前に町の広報で「いつから申請の受付をします」とお知らせしている。  
**問** 個別の周知は。  
**末松課長** 対象者ではなく対象と思われる人に、臨時福祉給付金の申請案内を一人ひとり郵送している。その後、町の広報で2度「もう申請はお済みでしょうか。期限はいついつまでですよ」とお知らせしている。  
**問** 「対象と思われる人」とは。  
**末松課長** 確定申告が未申告の人、町外で課税されている人、町外の人から扶養されている人など、そういう方は対象にならず、本町ではわからないので、そういう方にも郵送している。  
**問** 給付対象者の人数は。  
**末松課長** 給付対象者ではなく対象と思われる人は、平成26年度が1861人、平成27年度が1910人である。  
**問** 期限内に申請しなかった人は。  
**末松課長** 確定申告が未申告の人、町外で課税されている人、町外の人から扶養されている人など、そういう方は対象にならず、本町ではわからないので、そういう方にも郵送している。

# 平成27年度「臨時福祉給付金」のお知らせ

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への影響を緩和するため、今年度も臨時福祉給付金を支給します。

- 申請手続  
支給対象である可能性のある方に、8月下旬に申請用紙などを送付します。  
申請の受付は9月から開始する予定です。  
※申請期間は3ヶ月間です。
- 支給対象者及び支給要件  
基準日(平成27年1月1日)において上毛町の住民基本台帳に登録されている方で、平成27年度町民税(均等割)が課税されていない方
- 対象外の範囲  
・平成27年度市町村民税(均等割)が課税されている方に扶養されている方など  
・生活保護制度の受給者
- 給付額 対象者1人につき 6,000円  
※加算はありません。  
※今年度は「子育て世帯臨時特例給付金」と、どちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

「給付金振り込み詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。  
町や厚生労働省などがATM(銀行、コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●問い合わせ先  
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

▲町広報平成27年8月号の紙面※申請期間は終了しています。

**問** 申請期限は11月30日までにしているが、連絡は。  
**末松課長** 期限以降はしていない。  
**問** 期限を過ぎて申請していない人に何とか救いの手は。  
**末松課長** 例えば、自然災害などでどうしても申請ができなかった、修正申告で課税が非課税になったという場合には、やむを得ない理由ということで、期限以降でも申請ができる。  
**問** 他の市町村を調べてみると、入間市など期限を延長したところもあるようだ。  
**末松課長** 延長したところもあるかと思うが、本町の申請期限は11月30日である。「やむを得ない理由」がある方以外は申請できないこととしている。  
**問** 再度言うが、入間市をみると「申請期間を延長しました」とあるが。  
**末松課長** 延長する方法もあるかと思うが、本町ではしていない。  
**問** 町長の見解は。  
**坪根町長** 期限はしっかりと守っていかなければと基本的には思っている。